

令和7年度給与支払報告書の提出と特別徴収の実施について(お願い)

大分市財務部市民税課

事業主の皆様へ

平素は本市の税務行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

地方税法第317条の6の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業主（給与支払者）は、前年中に給与の支払いをした全ての者（給与所得者）について給与支払報告書を作成し、給与所得者の1月1日における住所地の市町村長に提出することになっています。

給与所得者の個人市民税・県民税および森林環境税の税額計算になくてはならない給与支払報告書は、給与支払者の義務として、必ず提出していただきますようお願いいたします。

1 提出対象者

令和7年1月1日現在の住所地が大分市で、令和6年1月から12月までに給与等を支払った方全員について、支払額にかかわらず提出をお願いします。

※ 給与支払額が2千万円を超え年末調整を行わない方や、個人で税務署へ確定申告される方についても給与支払報告書の提出が必要です。また、退職者のうち給与支払額が30万円を超える場合は提出が義務付けられていますが、30万円以下の方につきましても、適正課税のため提出をお願いします。

2 提出期限および提出方法

令和7年1月31日（金）

郵送またはeLTAXによる電子申告をご利用ください。

受付は、随時行っております。期限直前はたいへん混み合いますので、早めの提出にご協力ください。

なお、期限後に給与支払報告書を提出されると、特別徴収税額決定通知書等の送付が遅れたり、所得証明書等の発行に支障をきたしたりするため、必ず期限内の提出をお願いします。

※ 大分市に給与支払報告書の報告人員がいない場合、またはeLTAXで給与支払報告書を提出される場合は今回お送りした総括表の提出は必要ありません。

※ 令和4年分の源泉徴収票の提出枚数が「100枚以上」であった給与支払者は、eLTAXまたは光ディスクでの提出が必要です。

3 提出物

- (1) 総括表 1部
- (2) 個人別明細書 1人につき1部（副本は不要）
- (3) 普通徴収切替理由書（兼仕切紙） 1部 ※ 特別徴収できない従業員がいる場合のみ

なお、普通徴収切替理由書（兼仕切紙）の提出がなく、個人別明細書にも普通徴収切替理由が明示されていない場合、特別徴収として取り扱います。

4 提出先・問合せ先

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

大分市財務部市民税課 個人市民税特別徴収担当班（第二庁舎3階）

TEL 097-537-5731（直通） FAX 097-537-7870

▼ ホームページ

大分市 給与支払報告書

検索

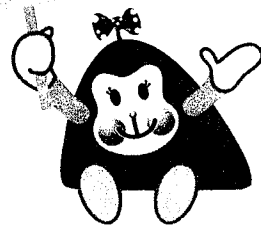


5 特別徴収の実施および徹底

個人市民税・県民税および森林環境税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が毎月従業員に支払う給与から特別徴収（給与天引き）し、従業員（納税義務者）に代わり納入する制度です。

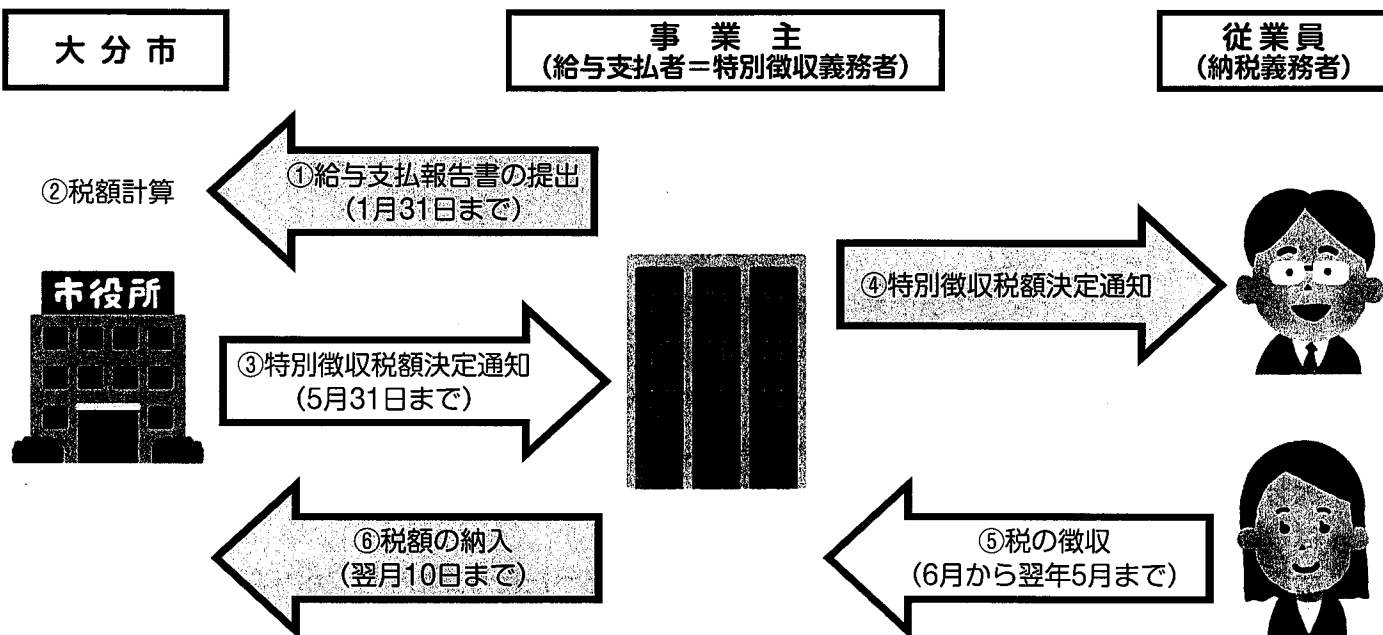
地方税法第321条の4および各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、所得税と同様、個人市民税・県民税および森林環境税を特別徴収する義務がありますので、まだ特別徴収を実施していない事業主においては、特別徴収の実施にご理解とご協力をお願いします。

特別徴収の実施にご理解、ご協力ください。



- ※ 特別徴収できない従業員がいる場合は、「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」を提出してください。
- ※ 令和5年度課税から大分市と県内市町村では、特別徴収の徹底を図っています。

<特別徴収制度の仕組み>



特別徴収は従業員に以下のメリットがあります。

- (1) 従業員自ら金融機関へ出向き納税する手間が省けます。
- (2) 給与から天引きされるので、納め忘れがありません。
- (3) 毎月の給与から12回に分けて引かれるので、1回あたりの負担が少なくなります。
(特別徴収でない場合は、原則として1年分を4回に分けて納めていただきます。)

特別徴収は、事業主の方に税額計算をしていただく必要がありません。

所得税のように事業主が税額を計算する必要はありません。
大分市から送付される特別徴収税額決定通知を基に特別徴収していただきます。

従業員が常時10人未満の事業所は、年12回の納期を年2回にすることができます。
(納期の特例)

希望する場合は、申請が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

6 給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の提出・記入

<提出方法>

- 税務署や独自の総括表を使用する場合でも、提出の際には大分市作成の総括表も添付してください。
- 会計事務所等に事務を依頼されている場合は、大分市作成の総括表をお渡しください。

総括表 → 個人別明細書（特別徴収分） → 普通徴収切替理由書（兼仕切紙） → 個人別明細書（普通徴収分）

- ※ 必ずこの順番に並べてください。
- ※ 総括表と個人別明細書（特別徴収分）の間に、普通徴収切替理由書（兼仕切紙）は入れないでください。
- ※ eLTAXまたは光ディスクで提出する場合の普通徴収切替理由は、個人別明細書の普通徴収欄にチェックするとともに、摘要欄に普通徴収切替理由「A～E」のいずれかを記載してください。

<総括表について>

令和7年度 給与支払報告書（総括表）

大分市長殿 指定番号 8XXXXXXX
令和7年1月16日提出

給与の支払期間 給与支払者の個人番号又は法人番号	令和 年 月 分から 月 月まで 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 X X X	事業種目	小売業
給与支払者の氏名又は名称	株式会社 大分商事	受給者総人員	70人
事業所の所在地	大分市荷揚町〇番△号 訂正は、二重線で抹消のうえ、朱書きをお願いします。	特別徴収	50人
書類の送付先 (事業所の所在地と異なる場合)		普通徴収(退職者)	2人
連絡先及び担当者	所属人事課 電話 097-500-0000 内線 氏名 大分 一郎	普通徴収(退職者を除く)	3人
関与税理士氏名又は会計事務所等の名称	〇〇会計事務所 (電話 097-000-0000)	報告人員の合計	55人
		市役所からの連絡先として会計事務所等を希望の場合、右枠にチェックしてください。	☒
		納入書の送付	必要
		金融機関の納入サービス等を利用	不要

給与支払者の名称や氏名、所在地等については、大分市が把握している情報を基にあらかじめ印字しています。
変更や誤りがある場合、朱書きで訂正してください。(所在地は、原則公称住所で印字しています。)

○受給者総人員について

1月1日現在に給与の支払いを受けている人員の合計です。(退職者、退職予定者を除きます。)

○大分市への報告人員について

個人市民税・県民税および森林環境税の特別徴収の人員と、普通徴収の人員（退職者と退職者以外を分ける）を記入し、それぞれの提出枚数と一致するか確認してください。

<個人別明細書について>

〔摘要欄の記載方法について〕

- 1 前職（他支払者分）の給与を含めて年末調整をした場合は、その①支払者名 ②所在地 ③退職日 ④給与、社会保険料、源泉徴収税額を記載してください。
記載がない場合は、前職分は含んでいないものとして取り扱います。
- 2 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）を有する方で、同一生計配偶者が障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合は、『**配偶者の氏名（同配）**』と記載してください。
- 3 調整控除の適用があり、対象者が控除対象配偶者または扶養親族欄に氏名のない方の場合は、『**扶養親族の氏名（調整）**』と記載してください。
- 4 租税条約の適用がある場合は、『**租税条約適用**』と朱書きしてください。また、「租税条約に伴う住民税の届出書」と「租税条約に関する届出書（写し）」を3月17日（月）までに提出してください。
- 5 eLTAXまたは光ディスクで提出する場合は、普通徴収に該当する方については、普通徴収切替理由「A～E」のいずれかを記載してください。（詳細は、7ページ参照）
記載がない場合は、特別徴収として取り扱います。
- 6 提出後に訂正がある場合は、新たに給与支払報告書を作成し『**訂正分**』と朱書きして再提出してください。
- 7 提出自体が誤りで取り消す場合は、提出した給与支払報告書に『**取消**』と朱書きして提出してください。

〔定額減税の記載について〕

摘要欄に所得税の定額減税について、実際に減税した額を「源泉徴収時所得税減税控除済額」、減税しきれなかった額を「控除外額」に記載してください。年末調整の対象とならなかった給与所得者の場合、記載は不要です。

(記載例①：年末調整を行った一般的な場合)
源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円、控除外額 ×××円
※控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額 0 円」

(記載例②：合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者分の定額減税の適用を受けた場合)

源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円、控除外額 ×××円
非控除対象配偶者減税有

(記載例③：同一生計配偶者が障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合)

源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円、控除外額 ×××円

減税有 配偶者の氏名（同配）

〔個人番号について〕

受給者、配偶者、扶養親族等のマイナンバー（個人番号）を記載
してください。

マイナンバー（個人番号）の記載については、法令で定められていますので、給与支払報告書を市区町村に提出する場合には、受給者とその扶養親族等に係るマイナンバー（個人番号）を記載する必要があります。

※										※										※										※																			
支払を受ける者 住所 大分市城崎町1丁目○番△号 大分アパート305号										(受給者番号) (個人番号) 123456789XX										(配偶者) (フリガナ) オオイト タロウ 氏名 大分 太郎																													
種別 給料・賞与										支払金額 5556800										給与所得控除後の金額 4004800										所得控除の額の合計額 2650500										源泉徴収税額 0									
(源泉) 控除対象配偶者 の有無等										配偶者(特別) 控除の額 380000										控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。) 特定 1 老人 1 その他 1										障害者の数 (本人を除く。) 特別 1 その他 1										16歳未満扶養親族の数 1									
社会保険料等の金額 410500										生命保険料の控除額 120000										地震保険料の控除額 50000										住宅借入金等特別控除の額 67700																			
(摘要) 前職 ㈱オオイト建設 大分市荷揚町×番○号 支払 975,000円 源泉 12,650円 社保 126,500円 普通徴収 E																																																	
新生活保険料の金額の内訳 ① 住宅借入金等特別控除適用額 1 住宅借入金等特別控除可能額 200,000										② 新生活生命保険料の金額 120,000 居住開始年月日(1回目) 30 10 1										③ 介護医療保険料の金額 3,000 居住開始年月日(2回目) 30 10 1										④ 新個人年金保険料の金額 240,000 旧個人年金保険料の金額 20,000																			
(源泉・特別) 控除対象配偶者 (フリガナ) オオイト ハナコ 氏名 大分 花子 個人番号 234567891XX										配偶者の合計所得 100,000										基礎控除 380,000										旧基礎控除 380,000																			
1 控除対象扶養親族 (フリガナ) オオイト ジロウ 氏名 大分 二郎 個人番号 345678912XX										2 16歳未満の扶養親族 (フリガナ) オオイト サブロー 氏名 大分 三郎 個人番号 456789123XX										3 (フリガナ) オオイト イチ子 氏名 大分 市子 個人番号 567891234XX										4 (フリガナ) オオイト イチ子 氏名 大分 市子 個人番号 567891234XX																			
未成年者 氏名 大分 太郎 個人番号 123456789XX										未成年者 氏名 大分 花子 個人番号 234567891XX										未成年者 氏名 大分 三郎 個人番号 345678912XX										未成年者 氏名 大分 市子 個人番号 456789123XX																			
中途就・退職 就職 退職 年 月 日 元 角 分										受給者生年月日 年 月 日										昭和 48 9 16																													
支払者 個人番号又は法人番号 9876543210XX										住所(居所)又は所在地 大分市荷揚町○番△号										氏名又は名称 株式会社 大分商事																													

記載方法について詳しくは、国税庁作成の「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」や国税庁のホームページをご覧ください。

〔非居住者の記載方法について〕

居住者とは、国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいい、居住者以外の個人を「非居住者」と規定しています。

控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者または控除対象扶養親族が非居住者である場合、もしくは、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない場合は、内容に応じて、『区分』欄に下記表のとおり記載してください。

また、その合計人数を『非居住者である親族の数』欄に記載してください。

非居住者 または 国内に住所を有しない方	区分欄
配偶者	○
扶養親族（30 歳未満または 70 歳以上）	01
扶養親族（30 歳以上 70 歳未満、留学生）	02
扶養親族（30 歳以上 70 歳未満、障害者）	03
扶養親族（30 歳以上 70 歳未満、38 万円以上送金）	04
16 歳未満の扶養親族（国内に住所を有しない方）	○

〔住宅借入金等特別控除の記載方法について〕

住宅借入金等特別控除対象の方は、『住宅借入金等特別控除の額の内訳』欄に下記①～④をそれぞれ記載してください。

①～④のすべての記載がないと非該当として取り扱います。

①住宅借入金等特別控除可能額
源泉徴収簿の②③欄を記載

②居住開始年月日

給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書の
居住開始年月日を記載

控除申告書・証明書を見て確認（詳細は、6ページ参照）

④住宅借入金等特別控除可能額
源泉徴収簿の②欄を記載

※区分が「増」または「震」の場合、市民税・県民税には控除の適用がありません。

＜よくある記載誤りについて＞

- (1)生命保険料控除
- 『生命保険料の控除額』欄には、内訳欄に記載した金額をもとに計算した控除額を記載してください。
(保険料控除申告書の生命保険料控除額計の欄を記載)
- 『生命保険料の金額の内訳』欄には、保険会社からの証明書に記載されている支払金額を記載してください。
- 本人が記載した保険料控除申告書で確認する場合は、下記表のアルファベットの場所を確認してください。
計算後の控除額や、空白のまま提出すると税額に影響を及ぼす場合があります。

生命保険料の 金額の内訳	新生命保険料 の金額	保険料控除 申告書の「A」	円	旧生命保険料 の金額	保険料控除 申告書の「B」	円	介護医療保険料 の金額	保険料控除 申告書の「C」	円
	新個人年金 保険料の金額	保険料控除 申告書の「D」	円	旧個人年金 保険料の金額	保険料控除 申告書の「E」	円			

- (2)住宅借入金等特別控除の区分
- 『住宅借入金等特別控除区分』欄は、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書(以下、
控除申告書)と年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書(以下、証明書)を見て
記載してください。
- (例)平成30年中居住者用、居住開始年月日：平成30年10月1日(特定)の場合、「住(特)」

控除申告書・証明書の表示	記載方法
(元号〇年中居住者用)	住
(元号〇年中居住者・特例居住用家屋用)	住(特家)
(元号〇年中居住者・認定住宅(等)用)	認
(元号〇年中居住者・認定住宅等(特例認定住宅等)用)	認(特家)
(元号〇年中居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用)	増
(元号〇年中居住者・震災再取得等用)	震
(元号〇年中居住者・震災再取得等(特例居住用家屋)用)	震(特家)

居住開始年月日欄	併記方法
年月日のみ	なし
(特定)	(特)
(特別特定)	(特特)
(特例特別特例)	(特特特)

- (3)未成年者
- 受給者が18歳未満の場合に、○をしてください。(平成19年1月3日以後生)
- ※20歳未満ではありません。

- (4)基礎控除
- 令和2年分から基礎控除の金額が変更しています。以前の38万円で計算しないように気を付けてくだ
さい。
- ＜令和元年以前＞
- | | |
|----------------|------|
| 納税義務者本人の合計所得金額 | 控除額 |
| 一律 | 38万円 |
-
- ＜現行＞
- | | |
|--------------------|------|
| 納税義務者本人の合計所得金額 | 控除額 |
| 2,400万円以下 | 48万円 |
| 2,400万円超 2,450万円以下 | 32万円 |
| 2,450万円超 2,500万円以下 | 16万円 |
| 2,500万円超 | 0円 |

＜普通徴収への切替方法について＞

- 退職者や退職予定者(5月末日まで)など、下記の「特別徴収をしなくてもよい場合」に該当するときは、
普通徴収切替理由書を提出することで特別徴収を行わないこともできます。
- 総括表の裏面の＜普通徴収切替理由書の記入例＞をご確認のうえ、普通徴収切替理由書(兼仕切紙)を切
り取ってご利用ください。
- 「特別徴収をしなくてもよい場合」

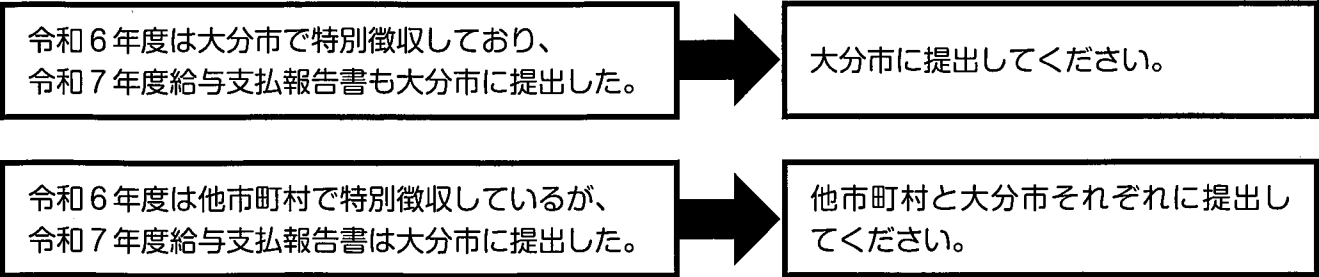
略号	普 通 徴 収 切 替 理 由
A	受給者数が2人以下の事業所(事業所全体)
B	他の事業所で特別徴収されている(乙欄該当者を含む)
C	給与が少額で税額が引けない
D	給与の支払日が不定期(給与の支払が毎月でない)
E	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者

- ※ 普通徴収切替理由について、令和5年度課税より大分県内で統一して運用しています。
- 給与支払報告書(個人別明細書)を普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の該当
欄に人数の記載をするか、個人別明細書の摘要欄に普通徴収切替理由「A～E」のいずれかを記載して
ください。
- なお、eLTAXまたは光ディスクで提出する場合は、個人別明細書の普通徴収欄にチェックするととも
に、摘要欄に普通徴収切替理由「A～E」のいずれかを記載してください。普通徴収切替理由が明示さ
れていない場合、特別徴収として取り扱います。
- ※ 記載上の注意事項
- (1) 事業専従者で、給与不定期で特別徴収できない場合は「D：給与の支払日が不定期」の旨を記載
してください。「事業専従者」だけでは普通徴収の理由となりません。
- (2) 退職者については摘要欄ではなく、中途就・退職欄に記載してください。

7 給与支払報告書を提出した後に異動があった場合

- 令和7年度給与支払報告書を提出した後に、従業員等の退職、転勤等の異動があり、令和7年6月から特
別徴収ができなくなった場合は、「給与所得者異動届出書」をご提出ください。提出が遅れると、在籍して
いない方の特別徴収税額決定通知書が届くことになりますので、早めの提出をお願いします。

＜給与所得者異動届出書の提出先について＞



- ※ 「給与所得者異動届出書」の様式は、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収の手引き」にありますので、
ご利用ください。また、大分市のホームページからもダウンロードできます。

8 特別徴収税額通知の受取方法について

(1) eLTAX による特別徴収税額通知について

給与支払報告書を eLTAX で提出する際に、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の受取方法をそれぞれ下記のいずれかから選択できます。

なお、「電子データ」を選択した場合は、お知らせ等の通知を受け取るために「通知先アドレス」が必要です。通知先アドレスがない場合、電子データでの通知ができないことがあります。

■受取方法

電子データ	電子データを eLTAX で受け取る
書面	紙を郵送で受け取る

<納税義務者用の電子データ受け取りについて>

- ① 従業員に電子的に配付（社内メールやメール等）できる特別徴収義務者のみ選択可能です。
- ② 必ず従業員の「受給者番号」を入力してください。（使用可能な文字に制限があります。）

※令和6年度より、電子記録媒体（光ディスク等）による副本通知については終了しています。給与支払報告書を光ディスク等で提出した場合は、紙（正本）を郵便でお送りします。

(2) 受取方法の変更を希望する場合

eLTAX で給与支払報告書を提出した際に指定した特別徴収税額通知の受取方法を変更したい場合は、「給与支払報告書（訂正分）」の提出または大分市役所市民税課個人市民税特別徴収担当班（TEL 097-537-5731）までご連絡ください。

毎年5月下旬に発送する年度当初の特別徴収税額決定通知書の受取方法の変更を希望する場合は、**3月31日まで**にお願いします。

eLTAX に関する問合せ先

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>



なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAXホームページの「よくあるご質問」：<https://eltax.custhelp.com/>

